

報道関係者各位

やまがたコンフォートビズ（通年輕装化）の実施について

県では、今年度から、職員が年間を通じて快適で働きやすい服装で公務にあたることにより、業務能率の向上を図ることを目的に、下記のとおり「やまがたコンフォートビズ」を実施することとしております。

この取組みにより、クールビズが終了する10月13日（金）以降も継続してノーネクタイ・ノージャケット等の服装で勤務を行うこととしておりますので、お知らせいたします。

記

1 概要

クールビズ等の期間に限らず、通年でノーネクタイ等の軽装化を勧める取組みで、TPOを踏まえつつ、職員が、快適で働きやすい服装で公務にあたることにより、就業環境の改善や、業務能率の向上を図るものです。

（例：ノーネクタイ、ノージャケット、カーディガン、タートルネック等）

2 服装

服装については、勤務中の服装であることを基本に、来庁者等に不快感を与えない服装を常に心がけます。なお、対外的な業務や、式典等、軽装が相応しくない恐れがある場合は、適宜関係者等と確認する等、適切な服装となるよう十分配慮いたします。

3 来庁者への周知

来庁者の皆様に対しては、職員の名札、庁舎内の貼紙及び会議の開催通知等により、県機関における「やまがたコンフォートビズ」の実施についてお知らせし、ご理解とご協力を求めます。



【お問合せ】 総務部働き方改革実現課
働き方改革実現担当 長澤
電話 023-630-3046

【報道監】 総務部次長 高橋